

議案第6号

京都府後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成について

京都府後期高齢者医療広域連合第2次広域計画を別紙のとおり作成する。

平成24年2月10日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 久嶋 務

提案理由

地方自治法第291条の7の規定に基づき、広域計画を作成するので、提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合第2次広域計画

第1 広域計画の趣旨

京都府後期高齢者医療広域連合第2次広域計画（以下「第2次広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7及び京都府後期高齢者医療広域連合規約第5条に基づき策定する計画である。

第2次広域計画は、第1次広域計画に引き続き京都府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び府内すべての市町村（以下「関係市町村」という。）が相互に役割を担い、連絡調整を図りながら処理する事項等について定めるものである。

第2 基本方針

広域連合は、関係市町村との連携のもと、被保険者が将来にわたって安心して必要かつ適正な医療給付を受けることができるよう、保険財政を健全かつ効率的に運営するとともに、保健事業及び医療費の適正化等の推進に努める。

第3 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務

(1) 被保険者資格管理に関すること

ア 広域連合が行う事務

被保険者資格の取得、喪失の確認、被保険者証の交付、65歳以上75歳未満で一定の障害がある方の被保険者資格の認定等の事務

イ 関係市町村が行う事務

広域連合に対する申請及び届出の受付、被保険者証の引き渡しその他被保険者の便益の増進に寄与する事務で厚生労働省令で定める事務

(2) 医療給付に関すること

ア 広域連合が行う事務

療養の給付、高額療養費、葬祭費等の支給、レセプトの点検及び保管、給付実績の管理等の事務

イ 関係市町村が行う事務

高額療養費、葬祭費等の支給申請の受付その他被保険者の便益の増進に寄与する事務で厚生労働省令で定める事務

(3) 保険料の賦課及び徴収に関すること

ア 広域連合が行う事務

保険料率の決定、保険料の賦課等の事務

イ 関係市町村が行う事務

保険料の徴収、保険料の滞納処分、広域連合への保険料の納付等及び保険料に関する申請等被保険者の便益に寄与する事務で厚生労働省令で定める事務

(4) 保健事業に関すること

広域連合は、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業（保健事業）を、関係市町村及び関係機関等と協力して実施するよう努める。

(5) その他

広域連合は、関係市町村と連携し、一層の制度の周知及び理解促進に努めるとともに、関係機関等との更なる連携を深め、保険者機能の向上を図る。

第4 期間及び改定に関すること

この広域計画の期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間とし、4年ごとに必要な改定を行うものとする。ただし、広域連合長が必要と認めるときは、随時改定を行うものとする。